

確認検査手数料一覧

[適用について]

・

この確認検査手数料一覧は、令和7年4月1日以降に確認申請されたものより適用となります。

・

改正適用前に確認申請された建築物に対する手数料は、従来の確認検査手数料一覧(平成31年4月1日改定)をご参照ください。

・

工事の着工が令和7年4月1日以降の建築物で、省エネ基準の適合について、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」に基づく場合は、計画変更又は完了検査申請時に手数料＊5の金額を加算します。

・

工事の着工が令和7年4月1日以降の建築物で、省エネ基準の適合義務に該当する完了検査・仮使用認定の手数料については、従来の確認検査手数料一覧(平成31年4月1日改定)中の「省エネ適判に係るもの」欄の金額を適用します。

＜確認申請及び計画変更＞

床面積の合計(A㎡)		建築確認 ＊1	計画変更 ＊3
建築物	0≦A≦200	55,000*2	55,000*2
	200<A≦500	86,000*2	86,000*2
	500<A≦1,000	157,000	157,000
	1,000<A≦2,000	205,000	205,000
	2,000<A≦3,000	362,000	362,000
	3,000<A≦4,000	371,000	371,000
	4,000<A≦5,000	380,000	380,000
	5,000<A≦6,000	440,000	440,000
	6,000<A≦7,000	460,000	460,000
	7,000<A≦8,000	495,000	495,000
	8,000<A≦10,000	495,000	495,000
	10,000<A≦20,000	660,000	660,000
	20,000<A≦50,000	792,000	792,000
	50,000<A≦100,000	1,286,000	1,286,000
	100,000<A≦200,000	1,705,000	1,705,000
	200,000<A	2,144,000	2,144,000
建築設備(小荷物専用昇降機を除く) ＊10		24,000	13000*4
小荷物専用昇降機 ＊10		11,000	9,000*4
工作物		20,000	10,000*4

- ＊1

確認申請手数料について、構造計算適合性判定を有する建築物を含む場合は、判定を要する建築物ごとに11,000円を加算します。
特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの(計算ルート2)については、別表1の金額を加算します。
- ＊2

確認申請手数料について、構造計算を要する建築物、構造関係規定の審査を要する建築物の場合は、157,000円となります。
- ＊3

計画変更手数料は、(A=計画変更に係る部分の床面積)として適用します。
- ＊4

計画変更に係る直前の確認済証を他機関から受けている場合の計画変更手数料は、確認申請手数料と同額とします。
- ＊5

省エネ基準の適合について、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」に基づく申請を行う場合の確認申請手数料について、通常のコストに床面積500㎡以内のものは50,000円を、500㎡を超えるものは100,000円を加算します。
- ＊10

昇降機及び小荷物専用昇降機は1基当たりの金額となります。

別表1: 特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの場合の加算額 単位:円

床面積の合計(A㎡)		構造計算が認定プログラム によって行われたもの	構造計算が左記以外の方法 によって行われたもの
建築物	0≦A≦1,000	96,000	138,000
	1,000<A≦2,000	118,000	184,000
	2,000<A≦10,000	130,000	212,000
	10,000<A≦50,000	165,000	281,000
	50,000<A	281,000	517,000

<中間検査及び完了検査>

床面積の合計 (Am ²)		中間検査 *6・7・8・9	完了検査 *6・7・9・11			仮使用認定 *6・7・9・12	
			中間検査あり	中間検査なし*8	省エネ基準の 適合義務の 対象となるもの	右記以外の場合	省エネ基準の 適合義務の 対象となるもの
建築物	0≦A≦200	58,000	62,000	70,000	75,000	75,000	90,000
	200<A≦500	80,000	86,000	93,000	104,000	104,000	124,000
	500<A≦1,000	125,000	137,000	143,000	163,000	163,000	197,000
	1,000<A≦2,000	169,000	192,000	203,000	223,000	223,000	277,000
	2,000<A≦3,000	259,000	285,000	328,000	343,000	343,000	411,000
	3,000<A≦4,000	268,000	291,000	334,000	349,000	349,000	420,000
	4,000<A≦5,000	275,000	297,000	340,000	357,000	357,000	428,000
	5,000<A≦6,000	301,000	330,000	385,000	396,000	396,000	476,000
	6,000<A≦7,000	308,000	346,000	401,000	415,000	415,000	499,000
	7,000<A≦8,000	316,000	350,000	405,000	421,000	421,000	504,000
	8,000<A≦10,000	316,000	374,000	429,000	449,000	449,000	539,000
	10,000<A≦20,000	406,000	462,000	520,000	555,000	555,000	666,000
	20,000<A≦50,000	503,000	590,000	647,000	709,000	709,000	850,000
	50,000<A≦100,000	839,000	940,000	997,000	1,128,000	1,128,000	1,353,000
	100,000<A≦200,000	1,100,000	1,320,000	1,386,000	1,584,000	1,584,000	1,901,000
	200,000<A	1,254,000	1,650,000	1,716,000	1,980,000	1,980,000	2,376,000
建築設備(小荷物専用昇降機を除く) *10		30,000	31,000	33,000			
小荷物専用昇降機 *10		21,000	21,000	—			
工作物		22,000	22,000	—			

- *6 中間検査・完了検査・仮使用認定の手数料は、当該検査及び仮使用認定を行う部分の床面積により算定します。
- *7 中間検査・完了検査・仮使用認定の手数料について、建設敷地が東京23区以外の場合は、別表1(1)から(4)の区域(別表2)による金額を加算します。
ただし、建築物の検査と同一の日に検査を行う建築設備及び工作物については、加算しません。
- *8 完了検査の手数料について、当協会以外で中間検査を行った場合の手数料は「完了検査(中間検査なし)」となります。
- *9 中間検査・完了検査・仮使用認定の手数料について、直前の確認済証を当協会以外から受けている場合は、確認申請手数料の金額を加算します。
中間検査・完了検査の手数料について、直前の確認済証を当協会以外から受けている場合は、建築設備は24,000円・小荷物専用昇降機は11,000円・工作物は20,000円を加算します。
- *10 昇降機及び小荷物専用昇降機は1基当たりの額となります。
- *11 「軽微な変更届」が提出されている場合は、変更届出の回数に拘らず一律に5,000円を加算します。
- *12 仮使用認定を当協会が行った工事の完了検査の手数料は、「床面積の合計」を仮使用認定に係る部分の床面積を除いたものとして算定します。

別表1:建設敷地が東京23区以外の場合の加算額

床面積の合計 (Am ²)		東京23区以外の場合の加算額(検査の場合)			
		(1)区域	(2)区域	(3)区域	(4)区域
建築物	0≦A≦200	25,000	50,000	63,000	交通費 及び 宿泊費の 実費等
	200<A≦500	25,000	50,000	63,000	
	500<A≦1,000	25,000	50,000	63,000	
	1,000<A≦2,000	25,000	50,000	63,000	
	2,000<A≦5,000	50,000	100,000	125,000	
	5,000<A≦10,000	50,000	100,000	125,000	
	10,000<A≦20,000	75,000	150,000	188,000	
	20,000<A≦50,000	75,000	150,000	188,000	
	50,000<A≦100,000	100,000	200,000	250,000	
	100,000<A≦200,000	100,000	200,000	250,000	
	200,000<A	100,000	200,000	250,000	

別表2:遠隔地の区域

区域		
(1)	東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡(瑞穂町、日の出町)
	埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡(三芳町)、比企郡(川島町、吉見町)、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡(杉戸町、松伏町)
	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、印旛郡(酒々井町、栄町)、山武市
	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
(2)	東京都	(1)及び(4)に掲げる区域を除く全域
	埼玉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	千葉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	神奈川県	(1)に掲げる区域を除く全域
(3)	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県の全域	
(4)	東京都	大島支庁(大島町、利島村、新島村、神津島村)、三宅支庁(三宅村、御蔵島村)、八丈支庁(八丈町、青ヶ島村)、小笠原支庁(小笠原村)